

ID: 275

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第9条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	令和4年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 多目的グラウンドの使用料は、別表のとおり徴収する。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和5年4月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日